

猪名川町いじめ防止基本方針

平成27年1月

猪 名 川 町

目 次

はじめに	1
第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	2～5
1 いじめの定義	
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	
3 いじめの防止等に向けたそれぞれの役割	
第2章 いじめの防止等のため施策の内容	6～11
1 町（町教育委員会を含む）が実施する施策	
2 学校が取り組む内容	
第3章 重大事態への対処	12～16
1 重大事態の発生と調査	
2 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	
参考	17～18
1 各機関による「基本方針」の策定、「組織」の設置	
2 法第23、24条関係（いじめへの措置）フロー図	
3 法第28、30条関係（重大事態への対処と町長による再調査）フロー図	

※ 猪名川町いじめ防止基本方針においては、「児童等」「児童生徒」「子ども」を、おおむね次の基準で使用しています。

「児童等」・・・主に、法律の中で使用されている場合

「児童生徒」・・・主に、学校教育に関する中で使用する場合

「子ども」・・・主に、家庭や社会に関する中で使用する場合

はじめに

全ての子どもは、生まれたときにはいじめを知りません。子どもがいじめを覚えるのは家庭や学校、地域の中だとも言えるのです。親や教師をはじめ、地域の大人がどのように子どもを育ててきたのか、そして、これからどのように育てていくのかが問われています。また、子どもたち自身が、自分は人としてどのようにあるべきか、豊かな社会を創造していくためには人とどのようにつながっていけばいいのかを、常に考えながら成長していく必要があります。

全ての子どもが健やかに成長し、将来の夢を抱きながら、生き生きとした生活を送れる環境を創り上げていくことは、学校のみならず社会全体の責務です。

しかし、いじめや暴力などにより、子どもたちの生命や心身の健康がおびやかされる事案が発生し、大きな社会問題となっています。人として決して許されない卑劣な行為であるいじめを、子どもたちの世界から根絶するために、家庭と学校と地域が手を携えて取り組んでいかなければなりません。

そこで、猪名川町は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「猪名川町いじめ防止基本方針」（以下「町基本方針」という。）を策定しました。この「町基本方針」では、いじめの防止等の取組を町全体で円滑に進めていくことを目指し、全ての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を方針の柱としています。

また、猪名川町立小・中学校においても、学校が取り組むべき「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定しました。この「学校基本方針」に基づき、各学校におけるいじめの防止等を推進する体制づくりを確立するとともに、迅速かつ適切に対処します。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めるべきである。例えば、いじめられていても本人がそれを否定する場合も多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・身体や動作について不快なことを言われる
 - ・存在を否定される
 - ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
 - ・遊びやチームに入れない
 - ・席を離される
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする
 - ・殴られる、蹴られるが繰り返される
 - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる
- (4) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・脅され、お金を取られる
 - ・靴に画びょうやガムを入れられる
 - ・写真や鞆、靴等を傷つけられる
- (5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・万引きをするよう強要されたり、人を恐喝して金品を巻き上げるよう強要されたりする
 - ・大勢の前で衣服を脱がされる
 - ・掲示物や机等に悪口を落書きされたり、持ち物にいたずらされたりする

(6) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

- ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる
- ・いたずらや脅迫のメールが送られる
- ・SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等のグループから故意に外される

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所による調査(H25.7「いじめ追跡調査2010-2012」)によれば、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

また、法第3条には、いじめ防止等の対策の基本理念が示されている。内容は次のとおりである。

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

猪名川町は、この基本理念の下、かけがえのない存在である子どもたち一人一人が、

元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に、強い決意で取り組んでいくこととする。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

3 いじめの防止等に向けたそれぞれの役割

子どものいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は迅速かつ適切に指導することが重要である。その実行のために、町全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

【町の役割】

- (1) いじめの防止等に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るために必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- (2) いじめの予防及び早期発見その他のいじめの防止、いじめを受けた子どもに対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
- (3) 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、迅速かつ適切に、いじめを防止するための必要な措置を講ずる。
- (4) 子どもが安心して豊かに生活できるよう、いじめの防止等に向けて必要な啓発を行う。

【学校の役割】

- (1) あらゆる教育活動を通じ、全ての児童生徒が安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 児童生徒が主体となって、いじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童生徒が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童生徒にも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぐとともにいじめの早期発見に努める。いじめが発生した場合は早期に解決できるよう、保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導に当たる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。

- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織を挙げて児童生徒一人一人の状況の把握に努める。

【保護者の役割】

- (1) どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働き掛ける。
- (2) 子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指して互いに補完し合いながら協働して取り組む。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談又は通報する。

【子どもの役割】

- (1) 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声を掛けることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

【町民、関係機関の役割】

- (1) 町民は、猪名川町の子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- (2) 子どもの成長、生活に関心を持ち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止等に努める。
- (3) 町民は、地域行事等で子どもが主体性を持って参加できるよう配慮する。
- (4) 子どもの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子どもが健やかに成長することを願い、相互に連携しいじめの根絶に努める。

第2章 いじめの防止等のための施策の内容

1 町（町教育委員会を含む）が実施する施策

町（町教育委員会を含む）は、町基本方針に基づき、いじめの防止等のための施策を推進する。また、これらに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。

（１）「いじめ対応猪名川町ネットワーク会議」の設置

各機関の協力体制を構築し、各学校におけるいじめ問題への取組の一層の充実を図るために設置された「いじめ対応猪名川町ネットワーク会議」の機能を最大限生かすことにより、いじめの防止等に向けた取組を推進する。

（２）「猪名川町いじめ問題対策審議会」の設置

町教育委員会は法第14条第3項に基づき、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、町教育委員会の附属機関として、条例により「猪名川町いじめ問題対策審議会」を設置する。

本組織は、いじめの重大事態が発生した場合の学校の設置者としての調査組織を兼ねるものとし、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

（３）「猪名川町いじめ問題第三者調査委員会」の設置

法第28条第1項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた町長は、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「猪名川町いじめ問題第三者調査委員会」により調査を行うものとし、条例により、あらかじめ町長の附属機関として設置する。

本調査委員会は、法律、医療、心理、福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者等で構成することを基本とし、調査に係るいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により構成し、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

（４）いじめの防止・早期発見に関すること

町教育委員会はいじめの防止・早期発見のために、以下のことに取り組む。

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援、

児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。

ウ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、いじめ防止メッセージを作成して配布するとともに、ホームページや広報誌により、保護者や地域住民に対する啓発を推進する。

エ いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるよう各学校を指導する。

- ・いじめや人間関係に関するアンケート

オ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を充実させる。

- ・町教育研究所での面接相談や電話相談、スクールカウンセラーによる心理相談、スクールソーシャルワーカーによる環境調整に関する相談

カ 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

- ・町「教職員用『いじめ』対応マニュアル」、県「いじめ対応マニュアル」等を活用した教職員への研修

キ インターネットを通じて行われるいじめに対して、教職員、児童生徒、保護者がその防止と効果的な対処ができるよう、資料の配布や講演会の開催等必要な啓発活動を実施する。

(5) いじめへの対処に関すること

町教育委員会はいじめが認知されたとき、以下のことを行う。

ア 法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校と連携しながら必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

イ 学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、必要な措置を速やかに講ずる。

ウ いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報を行い、警察と連携した対応を取ることを学校に指導・助言する。

エ 町教育委員会は、各学校におけるいじめの発生件数のみによって学校や教職員を評価するのではなく、地域や児童生徒の実態を踏まえて目標を立てて取り組んでい

るか、いじめが発生した場合には教職員が連携して組織的に解決に当たっているかなど、取組や対応を評価するとともに、必要な支援や指導・助言を行う。

オ 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校業務の改善を支援する。

(6) 取組の検証・改善

町は、いじめの防止等に向けた取組の検証を随時行い、その都度、改善に努める。

2 学校が取り組む内容

学校は、自校の学校基本方針に基づき、いじめの防止等のために次のとおり取り組む。

(1) 学校基本方針の策定

各学校は、法第13条に基づき、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校基本方針」として定め、学校のホームページなどで公開する。

学校基本方針には、例えば、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修計画などを定めることが想定される。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

全ての学校は、いじめ問題に関して組織的な対応を行うため、法第22条に基づいて構成されたいじめの防止等の対策のための組織(以下「いじめ対応チーム」という。)を設置する。校長の強力なリーダーシップの下、教職員の協力体制を確立し、町教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた施策を推進する。

「いじめ対応チーム」は、当該校の複数の教職員等によって構成するが、必要に応じて、心理や福祉の専門家など外部専門家の参加を求めることも効果的である。

「いじめ対応チーム」の具体的な役割として、以下のことなどが考えられる。

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成の際に、中核となる役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

オ 学校基本方針の見直し、自校の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、検証・改善に取り組む役割

(3) いじめの防止・早期発見に関すること

学校は、学校基本方針に従い、次のような事項に留意し、具体的取組の例に掲げるような計画・取組などを基に創意工夫の上、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア いじめの防止

いじめはどの児童生徒にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本は、児童生徒が他者への思いやりや、心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団づくりや授業づくりを行っていくことである。

加えて、児童生徒の自己有用感や自己肯定感、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることが重要である。

また、教職員全員は共通理解の下、いじめを見逃したり助長したりすることのないよう、その指導の在り方に注意を払うなど、いじめ問題への対応力の向上に努めながら、児童生徒が元気で明るく学校生活を送ることができる学校づくりを推進していくことが必要である。

さらに、学校でのいじめの防止等の取組について、学校だよりやホームページなどを通じて、適宜、保護者や地域の方々に対して周知し、理解を得ることも大切である。

(具体的取組の例)

- ・児童会や生徒会を活用しながら、いじめをなくすための児童生徒の主体的な取組を促進する。
- ・道徳教育、人権教育、特別支援教育、情報モラル教育、学校行事など、学校教育活動全体を通して、いじめを生まない人間関係や集団づくりを指導・推進する。
- ・いじめの防止等の対策に係る教職員の資質向上のための研修を実施する。
- ・PTAとの共催により、いじめの理解や携帯電話・スマートフォンにおける情報モラルに関する説明会・研修会を企画し、実施する。
- ・学校支援地域本部事業などを活用して、異年齢の他者や地域の多くの大人と関わる機会を持つことで、思いやりの心や地域の一員としての連帯感を育てる。

イ いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多

いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を
持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすること
なく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示
す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ必要がある。あわせて、学
校は、アンケート調査や教育相談の積極的な実施により、児童生徒がいじめの相談
をしやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むことが大切である。

さらにPTAと連携して保護者に対してアンケート調査を実施するなど、児童生
徒の家庭での様子を点検する機会を設けることも大切である。

(具体的取組の例)

- ・児童生徒の発するいじめのサインを学校全体として見逃さないために、町や県が
作成したいじめ対応マニュアルに記載されているいじめ発見のための「チェック
リスト」などを基にし、教職員による点検活動を定期的実施する。
- ・いじめの疑いのある情報を教職員が把握した場合の報告のルートなど、組織的な
情報集約化のための基本的なルールなどを策定する。
- ・独自のアンケート調査や教育相談の実施など、学校としてのいじめの実態把握・
早期発見のための取組を定期的実施する。
- ・「いじめ対応チーム」などが中核となり、いじめの相談体制を明確化し、児童生徒、
保護者に対して周知する。
- ・保護者向け「子どもの様子チェックリスト」などを作成して、家庭における児童
生徒への見守りを促す。

(4) いじめへの対処に関すること

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ対応チ
ームを中核として速やかに対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に
対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、き然とした態度で
指導する。

指導に当たっては、できるだけ早い時期に、まず、被害児童生徒に対して、本人や
保護者の事情や心情を丁寧に聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。
加えて、加害児童生徒に対しては、本人や保護者などから事情や心情を丁寧に聴取し、
再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及
び支援を行うことが必要である。これらの対応については、教職員全員の共通理解と
協働、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、保護者の協力、
関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

また、インターネット上に不適切な書き込みを発見した場合は、被害の拡大を防ぐ
ため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、「プ

ロバイダ責任制限法」に基づき、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりすることができるので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講ずる。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報し、連携して対応していく。

（具体的取組の例）

- ・ いじめの被害児童生徒や加害児童生徒から事情を聴取する際、複数の教員で対応したり、スクールカウンセラーも同席したりするなど、今後の支援や指導を見据えた取組となるよう配慮する。
- ・ 児童生徒の進学・進級や転学に当たっての適切な引継ぎ等ができるように、いじめの問題に関する指導記録を作成・保存する。

（５）取組の検証・改善

町立小・中学校は、いじめの防止等に向けた取組の検証を随時行い、必要に応じて見直す。

第3章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

ア 児童生徒が自殺した場合、あるいは自殺を企図した場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握することとする。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態と捉える。

学校又は町教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに町教育委員会に報告する。報告を受けた町教育委員会は重大事態の発生を町長に報告する。

(3) 重大事態の調査の趣旨及び調査主体

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために、学校又は町教育委員会が主体となって調査を行う。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。また、調査を実施する組織や調査の方法について、公平性・中立性を確保するよう配慮する。

学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に、必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、町教育委員会が主体となって調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、町教育委員会

は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(4) 調査を行うための組織

学校又は町教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。

学校が主体となって調査を行う際には、「いじめ対応チーム」等を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどして組織を設ける。また、町教育委員会が調査を行う際には、その附属機関である「猪名川町いじめ問題対策審議会」を招集し、これが調査に当たる。

(5) 調査の実施

重大事態の調査は、法第28条第1項において、「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされており、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

このことを念頭に置きながら、調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定の上、適切に調査を進める。

町教育委員会及び学校は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

また、調査や再発防止に当たっては、国の基本方針に示されているように、特に次の事項に留意しながら、国基本方針に添付された「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」などを参考にしつつ、事案の状況を踏まえて、適切に取り組む。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、まず、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒を守ることが最優先とした調査を実施する（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援

等をする。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- (ア) 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- (イ) 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- (ウ) 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は町教育委員会は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- (エ) 詳しい調査を行うに当たり、学校又は町教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査のおおむねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
- (オ) 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含め、特定の資料や情報にのみ依拠することなく、総合的に分析評価を行うよう努める。
- (カ) 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- (キ) 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、町教育委員会として適切に対応する。

(ク) 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、児童生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性などがあることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考とする。

（６）その他の留意事項

法第２３条第２項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、いまだその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第２８条第１項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第２３条第２項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第２３条第２項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、町教育委員会は事案の重大性を踏まえ、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

さらに、町教育委員会及び学校は、当該学校の児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

（７）調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は町教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は町教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は町教育委員会に報告し、町教育委員会は町長に報告する。

2 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

(1) 再調査

法第28条第1項による調査結果の報告を受けた町長は、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

再調査についても、町教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査を行う機関の設置

町は、条例により、「猪名川町いじめ問題第三者調査委員会」を設置する。（再掲）
第2章 1（3）を参照。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

町長は、再調査を行ったときは、その結果を町議会に報告する。ただし、報告内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を確保する。

また、町長及び町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

参 考

1 各機関による「基本方針」の策定、「組織」の設置

※「いじめ防止対策推進法」の根拠条項を（ ）書きで明記

猪名川町

「猪名川町いじめ防止基本方針」策定（第12条）

「いじめ対応猪名川町ネットワーク会議」設置

町長附属機関「猪名川町いじめ問題第三者調査委員会」設置（第30条第2項）【条例化】

町教育委員会

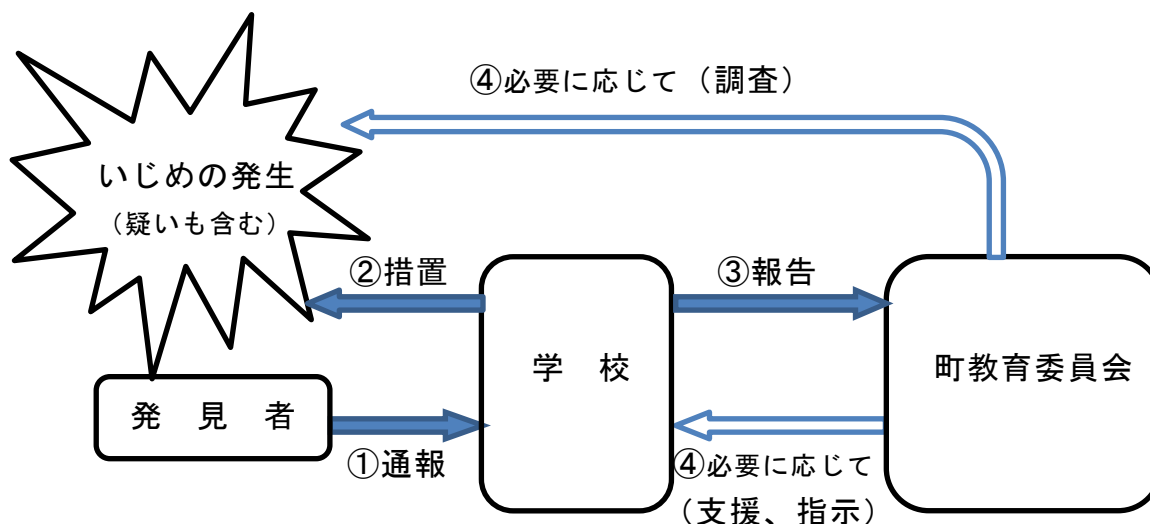
町教育委員会附属機関「猪名川町いじめ問題対策審議会」設置（第14条第3項）【条例化】

学 校

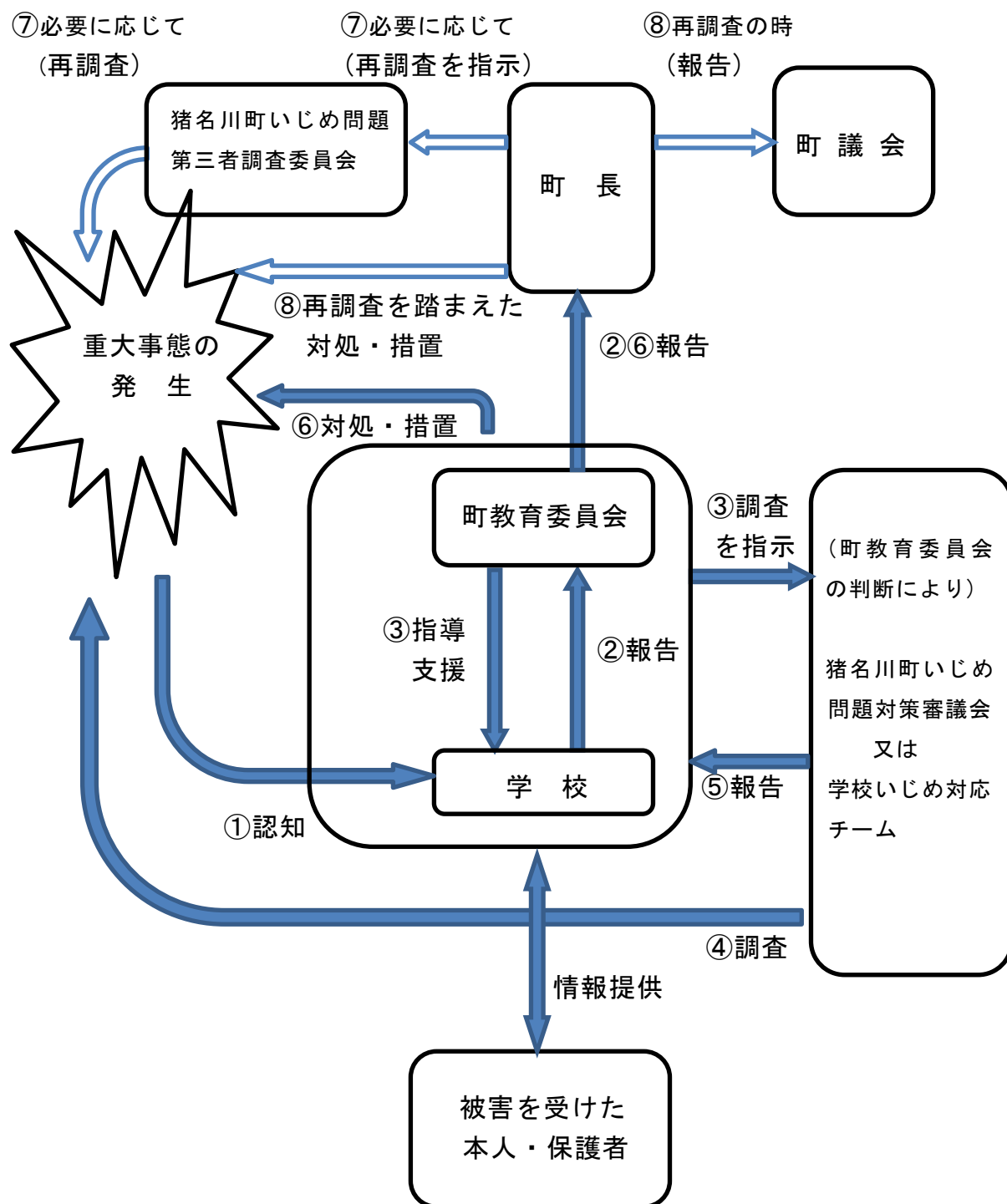
「学校いじめ防止基本方針」策定（第13条）

「学校いじめ対応チーム」設置（第22条）

2 法第23、24条関係（いじめへの措置）フロー図



3 法第 28、30 条関係（重大事態への対処と町長による再調査）フロー図



平成27年1月策定

兵庫県川辺郡猪名川町